

災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名等公表の取扱い

令和8年（2026年）3月30日
熊本県知事公室危機管理防災課

1 趣旨

災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名等の公表の考え方を明示し、迅速かつ的確な災害対応に資するため、県が災害時に行う氏名等の公表の取扱いについて整理したもの。

2 用語の定義

- 災害 : 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害
安否不明者 : 当該災害が原因で所在不明となっている者
行方不明者 : 当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
死者 : 当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体を確認できないが、死亡したことが確実な者。なお、災害発生時または災害に直接起因して死亡した者を指し、避難生活等に伴う健康状態の悪化など、災害との間接的な要因による死亡（災害関連死）は含まないものとする。
- 氏名等 : 氏名（読み方を含む）、住所（字名まで）、年齢、性別、死因
属性 : 居住市町村、年代、性別、死因
住民基本台帳の閲覧制限 : 所在情報を秘匿する必要があるもの（DV、ストーカー、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者）の情報が公表されることのないよう、市町村において住民基本台帳の閲覧等制限が措置されていること。

3 公表方針

災害による安否不明者・行方不明者・死者の氏名等の公表は、個人情報保護法及び内閣府が令和5年3月に定めた「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」（以下「国指針」という。）に則り、それぞれ次のとおりとし、令和8年4月1日以降に発生した災害から取り扱うものとする。

（1）安否不明者

安否不明者の氏名等は個人情報保護法の対象となるため、その公表については、人命救助活動を効率化・円滑化するため安否不明者を絞り込む必要があると認められる場合であって、かつ住民基本台帳の閲覧制限が無い場合に、人命第一の観点からその緊急性等に鑑み公表することができるものとする。

（2）行方不明者

行方不明者の氏名等は個人情報保護法の対象となり、その公表については、人命救助活動等の災害応急対策上の必要性が乏しいことから安否不明者と同様の取扱いはできないとされている。一方で、国民の知る権利に応えること及び不確実な情報の拡散を防止することも必要であるため、住民基本台帳の閲覧制限がなく、かつ家族の同意がある場合には氏名等を公表するものとする。

（3）死者

個人情報保護法は、「個人情報」を生存する個人に関する情報に限っており、死者に関する情報については保護の対象とならないため、国民の知る権利に応えること及び不確実な情報の拡散を防止する観点から、住民基本台帳の閲覧制限がなく、かつ遺族の同意がある場合には氏名等を公表するものとする。

公表基準

区分	定義	個人情報保護法の適用がある	救出・救助活動の効率化等に資する	住民基本台帳の閲覧制限がない	家族又は遺族の同意がある	公表/非公表
安否不明者	当該災害が原因で所在不明となっている者	○	○	○ (制限なし)	/	公表 (氏名等)
		○	○	× (制限あり)		非公表
		○	×			非公表
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者	○	/	○ (制限なし)	○	公表 (氏名等)
		○		○ (制限なし)	×	非公表 〔属性のみ公表〕
		○		× (制限あり)	/	非公表 〔属性のみ公表〕
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体を確認できないが、死亡したことが確実な者（災害関連死を除く。）	×	/	○ (制限なし)	○	公表 (氏名等)
		×		○ (制限なし)	×	非公表 〔属性のみ公表〕
		×		× (制限あり)	/	非公表 〔属性のみ公表〕

(公表基準の例外規定)

行方不明者又は死者の氏名等を公表することに、家族又は遺族の権利・利益を上回る「より高い公益上の必要性」がある場合は、家族又は遺族の同意がなくとも氏名等を公表する。その例は次のとおり。

- (例1) 行方不明者又は死者の氏名等を公表しないことにより、多くの人が安否情報を求めて被災地を訪ね、新たに被害が生じるなどして、救命救急活動に支障が生じている場合
(例2) 行方不明者又は死者が公的機関等の要職にあるなど社会的な影響力の高い人物であって、その存否が社会的に広く影響を及ぼす場合

4 公表の方法

(1) 安否不明者

安否不明者の氏名等の公表は、報道機関への資料提供及び県ホームページへの掲載により行うものとし、安否が判明した場合又は行方不明者に切り替えた場合は、県ホームページへの掲載を終了するものとする。

(2) 行方不明者・死者

行方不明者又は死者の氏名等の公表は、報道機関への資料提供により行うものとする。

5 これまでの取扱いとの比較

これまでと同様に個人情報保護法及び国指針に基づく取扱いであるが、行方不明者の氏名等について、死者と同様に国民の知る権利に応えること及び不確実な情報の拡散を防止する観点を踏まえ、氏名等を公表する基準の明確化を行った。

現行の取扱い 〔旧方針及び国指針に基づくこれまでの取扱い〕		新たな取扱い 〔令和8年4月1日以降に発生した災害から適用する取扱い〕	
安否不明者	人命救助活動を効率化・円滑化するため安否不明者又は行方不明者を絞り込む必要があると認められる場合に限り原則公表	安否不明者	人命救助活動を効率化・円滑化するため安否不明者を絞り込む必要があると認められる場合に限り原則公表
行方不明者		行方不明者	原則公表
死者	原則公表	死者	